

各位

国土交通省不動産・建設経済局建設業課

生産性向上等に係る取組事例に関する調査（協力依頼）

平素より、国土交通行政にご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

建設業の働き方改革に向けては、平成 30 年に成立した「働き方改革関連法」による改正労働基準法に基づき、建設業についても、令和 6 年度から時間外労働の罰則付き上限規制を適用することとされたところであり、その適用が 1 年後に迫っていることから、週休 2 日の確保など長時間労働の是正に向けた働き方改革の更なる徹底が急務となっております。

適正工期をめぐる国土交通省の取組としては、令和元年 6 月に品確法と建設業法・入契法を一体的に改正する「新・担い手 3 法」が成立し、「著しく短い工期による請負契約の禁止」が新たに規定され、また令和 2 年 7 月には中央建設業審議会において「工期に関する基準」が作成・勧告されておりますが、建設業の働き方改革の実現に向けては、民間の建設投資額が全体の約 6 割を占めることから、今後は民間工事における取組を強化していくこととしております。

また、工期の適正化にあたっては、受注者である建設業者が適正な工期の見積りを行うことに加えて、専門工事業者による適正工期を実現するための経営工夫や、生産性向上への取組も必要です。

このため、民間工事における工期の適正化に向けて、先進的な取組を実施している企業に対する調査を実施することにより、事例集やリーフレットなどにとりまとめ、広く周知するとともに、今後の国土交通省の施策に反映させていただきたく、ご多忙の折恐縮ですが、調査にご協力をよろしくお願いいたします。

調査への回答方法等につきましては別紙をご確認ください。

なお、本調査の実施ならびに調査結果のとりまとめにつきましては、(株)建設技術研究所に業務委託をしております。

【調査の趣旨等に関する問い合わせ先】

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課
平山（内線 24710） 今村（内線 24734）
TEL：03-5253-8111（代表）

【回答方法等に関する問い合わせ先】

（株）建設技術研究所 事例調査担当
FAX：03-3668-4612
E-mail：hatakaku-g@ctie.co.jp